

— 目 次 —

- 平成 30 年 11 月の税務
- 消費税軽減税率導入まであと 1 年！
- この 10 年間減っている労働時間

税 理 士

漆 畑 邦 裕

〒420-0868
静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL : 054(252)9303
FAX : 054(270)6692

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成 30 年 11 月の税務

11/12

- 10 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/15

- 所得税の予定納税額の減額申請

11/30

- 所得税の予定納税額の納付(第 2 期分)
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 9 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 3 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(7 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付(第 2 期分)

<税務/会計トピックス>

消費税軽減税率導入まであと1年！

◆消費税軽減税率制度の概要

2019年（平成31年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率（8%）の対象となるのは、次の2品目です。

・飲食料品…飲食料品（酒類を除く）

※外食やケータリング等を除く。

・新聞…週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）



◆区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

◆適格請求書等保存方式(インボイス方式)

2023年10月1日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」が導入されます。適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなりません。免税事業者は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

◆レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになりますし、今なら軽減税率対策補助金が1台当たり最高で20万円受けられます(※資本金額など一定の条件があります)。

軽減税率対策補助金は今年8月現在で約7万以上の事業者に交付されたとのこと。メーカーによっては人気商品が欠品となっていて、納品までに時間がかかるケースも見受けられるようになってきました。軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されていますが、補助金に限りもありますので、早目の対応をおすすめします。



この10年間減っている労働時間



◆月 240 時間以上労働の過労死ライン

最近の調査で東京大学社会科学研究所の調べによると、この 10 年間に月に 240 時間以上の長時間労働をしている人が減少したことが分かりました。月に 240 時間以上の長時間労働をしている男性の「典型雇用」（正社員等）では 2007 年の 35.4%から 2017 年は 23.7%まで減少しています。同じく女性の典型雇用でも 12.1%から 8.2%に減少しています。「非典型雇用」（契約社員等）でも減少傾向が見られます。

月に 240 時間以上の長時間労働を見ると 1 カ月 20 日勤務したとした場合 1 日 12 時間以上の労働になりますが、月間 80 時間以上の時間外労働は過労死ラインと言われていています。脳卒中や心臓病の発症率が高く、労災とされた時は業務との因果関係が認められやすくなり、労働者、企業の双方にリスクがあります。減少してきたとは言えまだ 23.7%あるのは高いと言えるのかもしれない。

◆帰宅時間は変わったか

同じ調査で働く人の「平均帰宅時間」も早まった事が分かりました。この 10 年間で男性は午後 8 時 2 分から同 7 時 48 分へ、女性は午後 6 時 48 分から同 6 時 1 分へそれぞれ減少していて平均的な労働時間も減少しています。

◆働く人の意識の変化

別の調査でシチズン時計株式会社が行った「ビジネスマンの生活時間 35 年の推移」によると、帰宅時間で遅いと感じる時間は 1980 年から 2000 年迄は「23 時」がトップでしたが 2010 年には「22 時」がトップ、2015 年には「21 時」がトップと、この 35 年間年々早まる結果となりました。同調査はリーマンショック（2008 年）や東日本大震災（2011 年）の影響から生活様式が見直され、働き方にも変化が見られるとしています。その後の過労死の社会問題、働き方改革の推進もあり、働く人々の意識の変化がさらに高まってきています。企業もこの世相や意識の変化を認識しておく必要があるでしょう。

